

## 浜田市過疎地域持続的発展計画（案）について

### 1 策定理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました。

これに伴い、引き続いて過疎対策事業債（ハード及びソフト）を活用するため、過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

### 2 計画概要

前計画の「浜田市過疎地域自立促進計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）を基に、「第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画」に即して策定します。

(1) 名称	浜田市過疎地域持続的発展計画
(2) 計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）
(3) 構成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的な事項</li> <li>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</li> <li>3. 産業の振興</li> <li>4. 地域における情報化</li> <li>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</li> <li>6. 生活環境の整備</li> <li>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</li> <li>8. 医療の確保</li> <li>9. 教育の振興</li> <li>10. 集落の整備</li> <li>11. 地域文化の振興等</li> <li>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</li> <li>13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項</li> <li>14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表） ※ソフト事業</li> </ol>

### 3 策定期期

令和 3 年 12 月議会で策定予定

### 4 過疎法制定の変遷（抜粋）

- 昭和 45 年 「過疎地域対策緊急措置法」制定
- 昭和 55 年 「過疎地域振興特別措置法」制定
- 平成 2 年 「過疎地域活性化特別措置法」制定
- 平成 12 年 「過疎地域自立促進特別措置法」制定
- 平成 22 年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（6 年間の延長）
- 平成 28 年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（5 年間の延長）
- 令和 3 年 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」制定

# 浜田市過疎地域持続的発展計画 (案)

(令和3年度～令和7年度)

令和3年12月

島根県 浜田市

# 目 次

<b>1. 基本的な事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 市町村の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	4
(3) 行財政の状況.....	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	11
(7) 計画期間.....	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	12
<b>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> .....	<b>13</b>
(1) 現況と問題点.....	13
(2) その対策.....	14
(3) 事業計画.....	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	15
<b>3. 産業の振興</b> .....	<b>16</b>
(1) 現況と問題点.....	16
(2) その対策.....	18
(3) 事業計画.....	21
(4) 産業振興促進事項.....	22
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	22
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	22
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	22
<b>4. 地域における情報化</b> .....	<b>23</b>
(1) 現況と問題点.....	23
(2) その対策.....	23
(3) 事業計画.....	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	23
<b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b> .....	<b>24</b>
(1) 現況と問題点.....	24
(2) その対策.....	25
(3) 事業計画.....	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	25
<b>6. 生活環境の整備</b> .....	<b>26</b>
(1) 現況と問題点.....	26
(2) その対策.....	27
(3) 事業計画.....	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	29
<b>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> .....	<b>30</b>
(1) 現況と問題点.....	30
(2) その対策.....	31
(3) 事業計画.....	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	32
<b>8. 医療の確保</b> .....	<b>33</b>
(1) 現況と問題点.....	33

(2) その対策	33
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
<b>9. 教育の振興</b>	<b>35</b>
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
<b>10. 集落の整備</b>	<b>39</b>
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
<b>11. 地域文化の振興等</b>	<b>41</b>
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 事業計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
<b>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	<b>43</b>
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
<b>13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	<b>44</b>
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
<b>14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）</b>	<b>46</b>

# 1. 基本的な事項

## (1) 市町村の概況

### ア 自然的条件

本市は、島根県西部の中央に位置し、東部は江津市・邑南町、西部は益田市に、南部は広島県に隣接しており、北は日本海に面している。

総面積は 690.68 k m<sup>2</sup> で、島根県の総面積 6,708.27 k m<sup>2</sup> の 10.3% を占めており、東西 46.4 km、南北 28.1 km にわたる。

地形は、丘陵地や山地が大部分を占め、その土地利用の状況は林野率 81% と平地に乏しく、中国山地が日本海まで迫っている。海岸部の切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしている。

河川は、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれている。下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開しているが、全体としてまとまった平地に恵まれている。

気候は、対馬暖流の影響で比較的温暖であるが、日本海型の気候に属し、その特徴として夏は高温多湿、冬は低温降雪にある。令和 2 年の年平均気温は 16.3℃、同年の最高気温は 37.3℃、最低気温は 0.0℃ である。同年の年間降水量は、1,867.5mm となっている。

### イ 歴史的条件

当地域は、国司時代から那賀郡に属し、石見国庁・国分寺等が置かれ、広く石見地方を統括するなど、政治・経済・文化の拠点となってきた。

明治 2 年 (1869 年) の廃藩置県で大森県に、同 3 年に浜田県となり、同 9 年 (1876 年) には島根県に合併した。

旧浜田市は、昭和 15 年に島根県内 2 番目の市制を施行し、昭和 30 年に井野村の一部及び大麻村の一部を分割編入、同 33 年に金城村の一部を境界変更、同 44 年に国府町を編入した。

旧金城町は、昭和 31 年に雲城村、今福村、波佐村が合併して金城村となり、同 33 年に金城村の一部を境界変更して旧浜田市へ編入、同 44 年に町制を施行した。

旧旭町は、昭和 29 年に今市村、木田村、和田村、都川村、旧桜江町の一部が合併して旭村となり、同 33 年に市木村の一部を分割編入し、同年に町制を施行、同 46 年に旧桜江町の一部を境界変更した。

旧弥栄村は、昭和 31 年に安城村と杵束村が合併して弥栄村となった。

旧三隅町は、昭和 2 年に西隅村と三隅村が合併して町制を施行して三隅町となり、同 30 年に三隅町、三保村、岡見村、黒沢村、井野村の一部、大麻村の一部が合併した。

これら旧 5 市町村が、平成 17 年 10 月 1 日に新設合併し、新しい浜田市が誕生した。

## ウ 社会的、経済的条件

人口の推移を見ると、昭和35年の人口は89,472人であったが、以降は若年層を中心に人口流出が続き、令和2年の国勢調査では54,622人となり、39.0%の減少となっている。これは、若者の流出、出生率の低下等、社会経済情勢の変化に伴う要因が大きいと思われる。

交通網においては、鉄道はJR山陰本線が日本海沿いに走っており、益田・鳥取間の高速化により利便性が向上している。道路は、国道9号が東西に走っており、山陰道においては、県内では113kmが開通し、山陰地方の経済・産業の発展や観光振興、沿線住民の生活を支える道路としての期待が高まっている。国道9号と山陰道を経由して県庁所在地の松江市までは約2時間15分、西方の山口市までは約2時間25分を要する。

また、平成3年12月に中国横断自動車道広島浜田線の開通により政令指定都市の広島市まで約1時間30分で結ばれるようになった。平成5年7月には、隣接する益田市に萩・石見空港が開港し、大阪・東京に短時間で往来できるようになったが、搭乗率の低迷が続いているため、路線の存続に向けた利用促進を図っている。浜田港においては、平成13年3月に韓国釜山港との国際定期コンテナ航路が開設され、平成20年7月にロシアウラジオストク港とのRORO船による航路が就航、平成22年8月には全国103港の重要港湾の中から43港の重点港湾に選定されるなど、環日本海地域における物流拠点としての位置付けが高まっている。

産業においては、農林水産業が本市の基幹産業であるが、社会経済の多様化による第2次・3次産業の発展とともに後退しており、産業基盤の零細性、就業者の高齢化等により、年々衰退の一途をたどっている。このため、農林水産資源を有効に活用し、製品の価値を高めるブランド化を図るとともに、地産地消を推進して観光施設と連携した地域産業の振興を図り、食を基軸とした6次産業づくりに取り組んでいる。これにあわせ、地元の自然や風土、歴史・文化を活かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズム等、都市との共生を視点とした取組のほか、農林漁業を中心とした就労対策や空き家を有効活用した住居対策も実施しており、農林漁家の就業意欲の高揚と後継者育成対策につながる新たな産業づくりとしての展開が期待される。

また、平成10年に運転を開始した三隅発電所は、平成30年11月から2号機建設の着工（令和4年11月運転開始予定）に伴い、建設工事や定期検査による地域経済の活性化に寄与している。

情報通信基盤においては、携帯電話の不感地域対策に取り組むとともに、時代に即した高速インターネット環境にするためケーブルテレビ回線の光化整備を行い、地域情報化の推進に努めている。

本市は、昭和58年に未曾有の大水害を受け、これまで永年培ってきた農地や街並みが一瞬にして壊滅的な打撃を受けた。その後も2度にわたって大水害を受けたため、ダム建設や放水路、河川改修等のハード面を中心とした治水対策の整備を図ってきた。

これらの結果、まちづくりにおいて各種施策の成果は着実に上がっているが、人口の減少、少子高齢化の進行等に歯止めがかからず、依然として様々な課題が山積している。

このため、地域資源を有効に活用するとともに、地域の人材の能力を最大限に発揮できる体制を再構築し、地域活力にあふれた協働のまちづくりを推進するため、本計画を策定し、持続的発展に向けた取組に努めるものとする。

## エ 過疎の実態

本市における過疎化の状況を見ると、人口は昭和 30 年代をピークとして減少傾向にあり、特に昭和 35 年から昭和 40 年にかけて大幅な減少率を示している。これは、我が国の経済が未曾有の繁栄を遂げた反面、農山漁村において他産業への転職、出稼ぎが増加したためである。

この後、我が国の高度経済成長期においては、農林水産業と工業（第 1 次産業と第 2 次産業）間の所得格差が拡大し、中堅労働者層を中心に離農や挙家離村が相次ぎ、引き続き減少傾向を示した。

このような状況の中で、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法が制定され、これを基調とした諸施策を積極的に実施した結果、生活基盤や住民福祉が向上したことにより、人口流出の防止、住民所得の向上、魅力ある豊かな地域社会の建設、経営の近代化、高齢者が安心して暮らせるまちづくりが進む等、一定の成果を得た。

産業の振興においては、農村総合整備事業やがんばる島根農林総合事業等により効果的な事業を行ったほか、漁港施設整備では漁港局部改良事業を実施した。一方、農家の経営作物も水稲単作から次第に変化し、近年は付加価値の高い作物に主眼を置いた農業経営が目立ってきている。

交通体系の整備においては、国・県道をはじめとした幹線道路や県営広域農道、広域基幹林道の改良が進められるとともに、集落道や生活道である市道等の整備に取り組んできた。また、生活交通の確保を図るため、交通空白地域の解消施策として、予約型乗合タクシーの導入や自治会による輸送活動の支援を行い、一定の成果を得た。

しかし、人口減少率や自家用自動車の保有率が依然として高く、路線バスの利用者減少に伴う民間バス路線の廃止も行われており、生活路線バス等による代替交通の確保に取り組んでいる。

生活環境の整備においては、飲料水供給施設や污水处理施設を整備し、また、廃棄物処理施設の整備及び延命化やごみ減量化、リサイクルの推進にも取り組んでいる。

保健・福祉の向上及び増進では、特別養護老人ホームや総合福祉センターをはじめとした介護、福祉施設等を整備し、また、介護人材の確保等に取り組んだ。

地域医療の確保においては、島根県西部の医療の中核を担う総合医療センターとして、平成 21 年 11 月に独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センターが開院した。

教育の振興においては、県立大学と連携した「大学を核としたまちづくり」の推進に努める一方で、地域の小・中学校施設の改修・改築に取り組むとともに、普通教室へのエアコン設置や ICT 機器導入等、教育施設の環境整備を進めた。

地域文化の振興においては、石中央文化ホールを活用した芸術・文化の振興に努めるとともに、地域においては、まちづくりセンターを中心とした地域のコミュニティ施設の充実や地域住民組織の育成に取り組んでいる。また、郷土芸能の継承と文化財の保存にも努め、地域の伝統文化を活かした取組を促進している。

このように、本市においては様々な施策を進めてきたが、人口減少は更に続いており、特に、山間部においては依然として高率を示している。また、14 歳以下の若年者人口は年々減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は年々増加しており、この傾向は今後も続くものと予想される。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の現況と動向

本市の人口は、昭和 35 年以降、若年層を中心に人口流出が続き、年々減少している。特に昭和 30 年代後半から始まった高度経済成長期において、大企業及び工場等が集積する京阪神工業地帯を中心に人口の流出が進み、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間で 31,367 人減少し、減少率は 35.1%となっている。

人口減少の推移を見ると、昭和 35 年から昭和 40 年までは 9,650 人の減少 (10.8%減) と大きな減少傾向にあったが、昭和 48 年、49 年のオイルショック以降、経済も高度成長から低成長、安定成長へと転換して人口の都市部集中も緩和され、昭和 45 年から昭和 60 年までは 1,063 人の減少 (1.4%減) と微減の傾向にあった。その後、少子高齢化が急速に進み、昭和 60 年から平成 2 年までは 3,118 人の減少 (4.3%減)、平成 2 年から平成 7 年までは 1,308 人の減少 (1.9%減)、平成 7 年から平成 12 年までは 2,640 人の減少 (3.9%減)、平成 12 年から平成 17 年までは 2,417 人の減少 (3.7%減)、平成 17 年から平成 22 年までは 1,333 人の減少 (2.1%減)、平成 22 年から平成 27 年までは 3,608 人の減少 (5.8%減) と人口減少が加速している状況である。

地域別の人口は、各地域とも減少傾向にあるが、昭和 35 年から平成 27 年までの人口減少率は、浜田地域で 23.3%、金城地域で 46.2%、旭地域で 39.8%、弥栄地域で 74.6%、三隅地域で 56.2% となっており、山間部の減少率が高い傾向にある。

年齢階層別人口の状況を見ると、若年者人口 (14 歳以下)、生産年齢人口 (15~64 歳) の減少に対し、高齢者人口 (65 歳以上) が増加している。

特に若年者人口は、平成 17 年の 8,053 人から平成 27 年には 6,565 人となり、10 年間で 1,488 人減少 (18.5%減) している。

また、生産年齢人口は、平成 17 年の 36,851 人から平成 27 年には 31,580 人となり、10 年間で 5,271 人減少 (14.3%減) しており、この年齢層の定着化を図ることが喫緊の課題である。

高齢者人口は、昭和 40 年以降増加傾向にあり、平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間では 1,369 人増加 (7.6%増) している。

このように、本市においては過疎化に加え、少子化、高齢化が急速に進行していることがうかがえる。過疎化の要因としては、自然的要因のほか、雇用機会の不足、生活環境整備の遅れが考えられ、これらにより特に若者の市外・県外への人口流出につながり、また、U・I ターン者の定着が図られない状況にあると思われる。



国勢調査による人口の推移は、表 1-1 (1-1) のとおりである。

表1-1(1-1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 89,472		人 79,822	% ▲ 10.8	人 73,592	% ▲ 7.8	人 72,253	% ▲ 1.8	人 72,130	% ▲ 0.2
0歳～14歳	人 27,042		人 20,586	% ▲ 23.9	人 16,722	% ▲ 18.8	人 15,683	% ▲ 6.2	人 15,190	% ▲ 3.1
15歳～64歳	人 55,121		人 51,516	% ▲ 6.5	人 48,575	% ▲ 5.7	人 47,608	% ▲ 2.0	人 46,863	% ▲ 1.6
うち 15歳～ 29歳(a)	人 19,772		人 16,449	% ▲ 16.8	人 14,050	% ▲ 14.6	人 13,300	% ▲ 5.3	人 11,675	% ▲ 12.2
65歳以上 (b)	人 7,309		人 7,720	% 5.6	人 8,295	% 7.4	人 8,959	% 8.0	人 10,077	% 12.5
(a)／総数 若年者比率	% 22.1		% 20.6	—	% 19.1	—	% 18.4	—	% 16.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.2		% 9.7	—	% 11.3	—	% 12.4	—	% 14.0	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 72,529	% 0.6	人 69,411	% ▲ 4.3	人 68,103	% ▲ 1.9	人 65,463	% ▲ 3.9	人 63,046	% ▲ 3.7
0歳～14歳	人 14,508	% ▲ 4.5	人 12,444	% ▲ 14.2	人 10,793	% ▲ 13.3	人 9,206	% ▲ 14.7	人 8,053	% ▲ 12.5
15歳～64歳	人 46,759	% ▲ 0.2	人 43,826	% ▲ 6.3	人 41,966	% ▲ 4.2	人 39,015	% ▲ 7.0	人 36,851	% ▲ 5.5
うち 15歳～ 29歳(a)	人 10,893	% ▲ 6.7	人 9,950	% ▲ 8.7	人 9,899	% ▲ 0.5	人 9,734	% ▲ 1.7	人 8,795	% ▲ 9.6
65歳以上 (b)	人 11,262	% 11.8	人 13,104	% 16.4	人 15,321	% 16.9	人 17,237	% 12.5	人 18,061	% 4.8
(a)／総数 若年者比率	% 15.0	—	% 14.3	—	% 14.5	—	% 14.9	—	% 14.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 15.5	—	% 18.9	—	% 22.5	—	% 26.3	—	% 28.6	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 61,713	% ▲ 2.1	人 58,105	% ▲ 5.8
0歳～14歳	人 7,144	% ▲ 11.3	人 6,565	% ▲ 8.1
15歳～64歳	人 35,943	% ▲ 2.5	人 31,580	% ▲ 12.1
うち 15歳～ 29歳(a)	人 7,878	% ▲ 10.4	人 7,099	% ▲ 9.9
65歳以上 (b)	人 18,450	% 2.2	人 19,430	% 5.3
(a)／総数 若年者比率	% 12.8	—	% 12.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 29.9	—	% 33.4	—

※総数と年齢別内訳の計との差は年齢不詳分。

住民基本台帳による人口の推移は、表 1-1 (1-2) のとおりである。

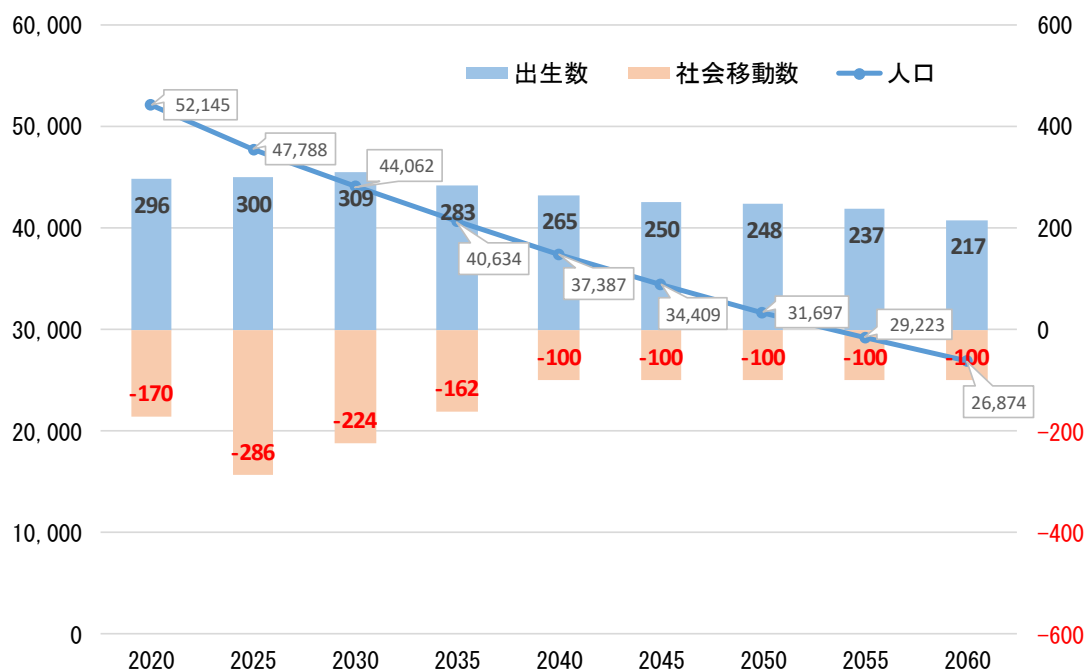
表 1-1(1-2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 65,345	—	人 62,700	—	% ▲ 4.0	人 59,476	—	% ▲ 5.1
男	人 31,119	% 47.6	人 29,803	% 47.5	% ▲ 4.2	人 28,235	% 47.5	% ▲ 5.3
女	人 34,226	% 52.4	人 32,897	% 52.5	% ▲ 3.9	人 31,241	% 52.5	% ▲ 5.0

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 56,382	—	% ▲ 5.2	人 52,181	—	% ▲ 7.5
男 (外国人住民除く)	人 26,834	% 47.6	% ▲ 5.0	人 25,094	% 48.1	% ▲ 6.5
女 (外国人住民除く)	人 29,548	% 52.4	% ▲ 5.4	人 27,087	% 51.9	% ▲ 8.3
参 考	男 (外国人住民)	人 166	—	人 174	—	% 4.8
	女 (外国人住民)	人 442	—	人 479	—	% 8.4

令和 3 年 12 月に策定した「第 2 次浜田市総合振興計画 後期基本計画」の人口ビジョンにおける人口推計は、表 1-1 (2) のとおりである。

表 1-1(2) 人口の推計



※住民基本台帳に基づく推計値。

## イ 産業の推移と動向

本市の産業別人口の総数を見ると、昭和35年から平成27年までの55年間で18,551人減少している。

昭和40年までは第1次産業が主軸となっていたが、その後、第2次及び第3次産業の比率が高まり、平成27年には、第1次産業が7.1%、第2次産業が20.6%、第3次産業が70.9%となっている。

産業別人口の動向については、表1-1(3)のとおりである。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	46,808	人	41,641	▲ 11.0	41,184	▲ 1.1	39,247	▲ 4.7	39,003	▲ 0.6
第1次産業 就業人口比率	49.2	%	43.5	—	37.8	—	27.6	—	20.9	—
第2次産業 就業人口比率	18.9	%	18.7	—	20.3	—	25.8	—	28.7	—
第3次産業 就業人口比率	31.9	%	37.7	—	42.0	—	46.4	—	50.4	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	38,407	▲ 1.5	35,767	▲ 6.9	36,447	1.9	34,046	▲ 6.6	31,534	▲ 7.4
第1次産業 就業人口比率	17.2	—	13.4	—	11.9	—	9.9	—	9.4	—
第2次産業 就業人口比率	30.7	—	32.1	—	30.6	—	27.9	—	23.8	—
第3次産業 就業人口比率	52.1	—	54.5	—	57.4	—	62.0	—	66.5	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	29,146	▲ 7.6	28,257	▲ 3.1
第1次産業 就業人口比率	7.4	—	7.1	—
第2次産業 就業人口比率	21.4	—	20.6	—
第3次産業 就業人口比率	69.8	—	70.9	—

## (3) 行財政の状況

### ア 行政の状況

本市は平成17年の合併以降「地域の個性を活かしたまちづくり」と「一体的なまちづくり」を進め、令和3年4月以降「浜田那賀方式自治区制度」に代わる「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定し、市民や事業者、まちづくり活動団体、そして行政それぞれが主役となる協働によるまちづくりの推進に取り組んでいる。

また、中山間地域の課題解決のため公民館のコミュニティセンター化を図り、まちづくり機能の充実に努めている。

広域的な行政需要に対しては、浜田市と江津市による浜田地区広域行政組合において、共同事務が行われている。

## イ 財政の状況

本市の財政状況は、表 1-2 (1) のとおりである。

令和元年度の普通会計地方債残高は約 517 億円で、実質公債費比率は 10.9%となっている。

平成 22 年度と比較して比率は改善しているが、類似団体の平均値 (6.1%) との比較では依然高い水準で推移しており、さらに少子高齢化による人口減少問題、社会保障経費の一層の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の地域経済に与える影響が見通せないなかで、更なる行財政改革を推進し、財政基盤の強化と財政の健全化に努める必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
<b>歳入総額 A</b>	<b>37,352,606</b>	<b>39,470,212</b>	<b>42,521,030</b>	<b>39,729,704</b>
一般財源	27,649,880	25,314,536	24,766,703	23,879,226
国庫支出金	1,981,873	3,552,824	4,322,172	5,686,682
都道府県支出金	1,855,835	2,522,642	2,391,544	2,359,692
地方債	3,895,545	4,481,300	5,219,200	3,701,000
（うち過疎債）	(832,800)	(1,555,600)	(2,445,900)	(2,044,700)
その他	1,969,473	3,598,910	5,821,411	4,103,104
<b>歳出総額 B</b>	<b>37,178,426</b>	<b>38,955,945</b>	<b>41,872,771</b>	<b>39,137,748</b>
義務的経費	17,313,743	16,918,351	17,980,390	18,891,538
投資的経費	6,129,663	7,465,977	7,156,126	6,656,591
（うち普通建設事業）	(6,040,669)	(7,364,129)	(6,513,017)	(6,047,180)
その他	13,735,020	14,571,617	16,736,255	13,589,619
過疎対策事業費	1,364,487	2,282,917	3,280,780	3,718,140
<b>歳入歳出差引額 C (A-B)</b>	<b>174,180</b>	<b>514,267</b>	<b>648,259</b>	<b>591,956</b>
翌年度へ繰越すべき財源 D	67,866	37,737	21,437	32,928
実質収支 C-D	106,314	476,530	626,822	559,028
財政力指数	0.446	0.446	0.414	0.396
公債費負担比率	22.8	21.5	21.8	24.7
実質公債費比率	21.1	17.4	10.6	10.9
起債制限比率	16.2	—	—	—
経常収支比率	95.6	87	87.3	92.9
将来負担比率	—	136.6	93.1	54.6
地方債現在高	53,421,566	50,134,432	56,016,801	51,769,036

※平成 17 年度は、旧 5 市町村の財政の状況を合計した数値。

## ウ 主要公共施設等の整備状況

本市の主要公共施設等の整備状況は、表 1-2 (2) のとおりである。

住民からの要望が高い道路の整備については、令和元年度末の市道改良率は 50.3%、市道舗装率は 90.1%まで向上した。

水道普及率は、令和元年度末現在で 95.4%となっている。

下水対策においては、令和元年度末現在水洗化率が 70.7%となっており、改善が進んではいないが、更なる改善が望まれる。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元年 年度末
市町村道					
改良率 (%)	18.9	35.1	41.7	45.1	50.3
舗装率 (%)	45.8	73.6	83.6	84.0	90.1
農道					
延長 (m)	323,620	296,198	274,804	178,181	125,938
耕地1ha当たり農道延長 (m)	54.1	56.5	58.3	—	—
林道					
延長 (m)	136,253	115,700	145,645	166,840	175,711
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.3	3.8	5.0	—	—
水道普及率 (%)	84.2	88.2	93.6	96.5	95.4
水洗化率 (%)	—	6.0	50.7	62.0	70.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	19.7	21.4	19.1	18.5	18.0

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本市が目指す将来像を「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田 ～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～」とし、市民の皆さんが、将来にわたって本市に「住みたい、住んでよかった」と思うことができ、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮できる魅力いっぱいの元気な浜田市を目指す。また、本市の美しく豊かな自然と、市民の温かい人情、そして人の絆を大切にするまちを目指す。

この将来像を実現するため、7つの「まちづくりの大綱」を掲げる。

### 浜田市の将来像

**住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田  
～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～**

### まちづくりの大綱

#### I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち

農林水産業や商工業等の既存産業と観光とのネットワーク化を進め、活力のある産業を創造するまちを目指す。

#### II 健康でいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して生活できる環境を備えた健康でいきいきと暮らせるまちを目指す。

#### III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち

自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人を育むまちを目指す。

#### IV 自然環境を守り活かすまち

豊かな自然や美しい景観を引き継ぐため、適切なリサイクル推進に努めるとともに、自然エネルギーの活用を推進するまちを目指す。

#### V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち

生活の基盤となる道路や鉄道、港湾等の交通基盤を充実するとともに、情報通信基盤を整備し、快適に暮らせるまちを目指す。

## VI 安全で安心して暮らせるまち

市民と行政が協働で、地域の防災や防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせるまちを目指す。

## VII 協働による持続可能なまち

市民や地域団体、企業、NPO、行政が協働し、地域課題の解決や新たな取組を進め、持続可能なまちを目指す。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき基本目標は次のとおりとする。

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
人口（住民基本台帳）	52,145人	47,800人
出生数	296人	300人
社会増減数	▲170人	▲286人
雇用創出数	0人	20人
U・Iターン者数	209人	累計840人
地区まちづくり推進委員会組織率	75.8%	90.0%
交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体数	3団体	18団体
自主防災組織の組織率	68.2%	90.0%
実質公債費比率	10.7%	10.6%未満

※令和3年12月に策定した浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値。

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画と第2次浜田市総合振興計画は相互関連することから、一体的に進捗管理することとし、行政評価により基本目標や総合振興計画に掲げた目標の達成状況等を評価した上でその結果を公表する。

### (7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、次の3つの方針を柱として、公共施設等の整備費について約5割（年平均）の削減を目標としている。本計画の推進にあたってはこの3つの方針との整合性を図る。

### I 総資産量の適正化

ハコモノについては、統廃合などによる保有資産量の削減はもちろんのこと、同規模かつ同機能の建替えは原則として行わず、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び他機能施設の複合化などを基本として、全市的かつ広域的な視点をもって、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討する。

また、これらを検討したうえで、必要とされるハコモノについては計画的に更新する。

インフラについては、市民生活における安全性はもちろんのこと、施設の重要性及び道路、河川、トンネル、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮した整備を実施し、総量の適正化に努める。

### II 長寿命化の推進

今後も保有すべき公共施設等については、これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換をすすめ、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を実施し、施設の長寿命化、施設のライフサイクルコストの削減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努める。

### III 民間活力の有効活用

「民間でできることは、民間で」という基本方針のもと、民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努める。



## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住の促進

人口減少の抑制、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題解消を図るため、広報活動や移住相談体制を強化するなど、都会地等からの移住就業支援に積極的に取り組む必要がある。

U・Iターン希望者の住まい確保には空き家の活用が効果的であるため、「空き家バンク」制度を運用し、市内の空き家を紹介しているところである。あわせて、空き家バンク登録物件の活用促進を目的とした補助金等の支援や空き家バンク専門員の配置など、登録増加に向けた取組を積極的に行い、本市の空き家バンク登録物件数は県内でもトップクラスとなっている。しかしながら、人口減少に伴い、今後も空き家が増加するものと予測されるため、地域や町内会等の機能を維持するためにもさらなる空き家の有効活用への取組が必要である。

また、少子化を解消するため、独身男女の出会いの場としてイベントの実施を支援するなど、若者を中心に結婚を応援する社会的気運の醸成を図る必要がある。

#### イ 関係人口の拡大

地域においては、人口減少・担い手不足により、地域だけでは解決できない様々な課題を抱えていることから、地域と多様に関わる関係人口と連携し、取り組む必要がある。

#### ウ 地域間交流の促進

本市において、都市をはじめ、他の地域との交流を進めることは、経済的・社会的・文化的な側面で大きな効果をもたらすものである。ワークライフバランスの見直しが進む現在においては、都市と農山漁村の共生・交流を深めることにより、本市の恵まれた地域資源や伝統芸能を活かすことが期待されている。

島根県では「しまね田舎ツーリズム」として、平成30年に施行された住宅宿泊事業法による民泊事業者の届出義務にも迅速に対応し、農家民泊等の受入体制づくりを進めていることから、各地域の住民やツーリズムを推進する団体とのつながりを強固にするとともに、各種観光・交流施設が相互に連携した取り組みを進める必要がある。

#### エ 国内外へ発信する各分野の人材の育成、NPO等の育成

これからのまちづくりを進める上で、輝く個性と自立した個の連帯する力こそが地域に求められており、住民が主体的に参画して行う人材育成事業等を実施する任意団体・任意グループ・個人に対して支援を行っている。

住民主体のまちづくりを推進するため、地域のリーダーとなる人材の更なる育成に努めるとともに、地域づくりを補完するボランティア組織やNPOの育成・支援を進め、地域間で連携した住民活動を促進する必要がある。

## オ 大学等の高等教育機関と連携したまちづくりの推進

本市には、地域に開かれた大学を目指す島根県立大学やリハビリテーション医療・福祉分野の技術を活かした高等教育の中核をなす教育機関としてリハビリテーションカレッジ島根等があり、これらの機関を中心として県西部の発展に寄与するように支援等を行っている。

また、島根県立大学では平成22年4月に「島根県立大学憲章」を制定し、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指すこととしている。さらに、浜田キャンパスは、令和3年4月に地域政策学部と国際関係学部の2学部2学科5コースに改編となった。

今後、これら高等教育機関とより一層の連携を図り、共同研究、情報の共有化、人材の活用により、成果を活かした新産業の創出等、地域活性化につなげていく必要がある。

## (2) その対策

### ア 移住・定住の促進

- 1 農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題を解消するため、U・Iターン希望者や失業等による農林水産業への新規就業者の地元就職を支援する。(I-1-2、I-2-1)
- 2 市ホームページやSNS等を活用し、魅力ある「はまだ暮らし」の情報発信と、都会地やオンラインで開催される定住相談会への積極的な参加、市内で人材が不足している業種と定住促進を結びつけた支援策を推進し、人口減少の抑制を図る。(VII-2-1)
- 3 拠点施設や環境の整備、市営住宅の整備や空き家住宅の利活用の促進等を行い、市内外の人が住みやすく、住みたくなる魅力ある地域基盤の整備を促進する。(VII-2-2)
- 4 空き家や遊休農地を活用してU・Iターンによる定住化を促進し、集落の活性化に取り組む。(VII-2-2)
- 5 結婚相談や出会い事業を行う団体に対して支援を行い、結婚への意識の醸成や、出会いの場の創出に取り組む。

また、新婚世帯の経済的な負担を軽減し、定住対策と少子化対策に繋がるよう取り組む。(VII-2-3)

### イ 関係人口の拡大

- 1 出身者など本市に縁のある方を対象に、応援団を組織化し、地域の課題解決に向けた応援活動に取り組む。(VII-2-4)

### ウ 地域間交流の促進

- 1 都市住民との交流拠点を整備するとともに、住民主体の交流体制づくりを促進する。(I-5-4)
- 2 自然環境や石見神楽等の伝統芸能を活かした交流活動を推進するとともに、構造改革特区を活用した新たな交流人口の拡大を図る。(I-5-3)
- 3 グリーン・ブルーツーリズムに関連する交流拡大イベント事業への助成や出身者会との連携による人的ネットワークづくりを推進する。(I-5-4)

**エ 国内外へ発信する各分野の人材の育成、NPO等の育成**

- 1 各種研修会の開催や参加支援を行うことにより人材の育成を図る。(VII-1-1)
- 2 ボランティア組織・NPO等の育成に対する支援を行う。(VII-1-2)

**オ 大学等の高等教育機関と連携したまちづくりの推進**

- 1 地域住民との交流、シンクタンクとしての活用等を図る。(VII-3-1)
- 2 公開講座への住民参加の促進や配信システムの構築等を行い、生涯学習機能としての活用を図る。(VII-3-2)
- 3 リハビリテーションカレッジ島根と地域及び関係機関との連携強化を図る。(VII-3-1)

**(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)**

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	関係人口創出拡大事業	浜田市
		介護人材確保・定着対策事業	浜田市
		ふるさと農業研修生育成事業	浜田市
		若者漁業者確保支援事業	漁業協同 組合
		定住相談事業	浜田市
		はまだ暮らし住まい支援事業	浜田市
		結婚新生活支援事業	浜田市

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 3. 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 第1次産業

第1次産業は、経営効率の低下、高齢化、後継者不足等、多くの問題を抱えており衰退化の傾向にある。

農業においては、多様化する消費者ニーズや産地間競争の動向を踏まえた個性ある産地づくりを進めるとともに、中山間地域等直接支払制度等、中山間地の農業支援事業を積極的に推進し、経営耕地規模の再編成と農産物の産地化を図る必要がある。これまで、生産基盤の整備、近代化施設の整備、農産物の商品開発・製造施設の整備、集落単位での生産体制の構築等により振興に努めてきたが、農業を取り巻く状況は更に厳しさを強めてきており、これらを反映して農家数・耕作地の減少、荒廃農地の増加、高齢化と後継者不足あるいは鳥獣被害の増大も相まって、生産者の意欲は減退の一途をたどっている。農村集落を維持し、振興作物と水稲との組み合わせ作物の振興による「儲かる農業」の実現に向けた取組により、地域農業の担い手を育成し、農作業の共同化、集団化を推進するための体制づくりが求められている。

また、地元の特産品の生産拡大と有機農業やエコ栽培の推進等、高付加価値化を図りながら、高齢者、女性の労働力を活用した新規作物の導入を促進して、安全・安心な農産物の供給を強化し、産直市の利用を促進するなど地産地消の推進を行うことにより、農家所得の拡大に結び付けていくことが必要である。作物や地域によっては生産額が伸びているものもあるが、その経営規模は零細で、加えて生産資材の高騰や農産物価格の不安定、特に米価の下落の影響等による生産意欲の減退、農業従事者の高齢化、担い手不足等の深刻な問題を抱えている。

農業生産基盤の核として県畜産開発事業団金城牧場跡地に大規模農業団地として整備された新開団地においては、ピオーネや施設野菜の拠点団地化を進めるとともに、企業参入や島根あさひ社会復帰促進センターの刑務作業農園としての活用等、農業振興拠点及び人材の利活用が進められている。新開団地と同様に、未利用となっている元谷団地を大規模農業団地に整備し、施設・露地野菜の拠点団地化を進め、新たな農業振興拠点及び人材の利活用が進められている。

林業においては、木材価格や木材需要は堅調に推移しているが、建築材などの高付加価値化への利用は思うように進まず、林業を取り巻く状況は依然として厳しい状況にある。さらに、森林所有者の高齢化や不在化による山離れが深刻な状況の中、採算性の悪化や松くい虫被害等により森林整備や管理に対する林家の投資意欲が減退し森林の荒廃が懸念されている。一方、木質バイオマス発電の木質チップ等の木材需要の増加が見込まれており、「伐って使って、植えて育てる」循環型林業の確立に向け、儲かる林業ビジネスモデルの構築に取り組んでいる。今後、木材の利用拡大と安定供給に向けた体制づくりとともに、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、健全な森林の整備・育成を行う必要がある。

水産業においては、漁獲量の減少、燃油価格の高騰、漁船の老朽化に伴うコストの増大と代船の確保、魚価の低迷、消費者の魚離れ、漁業就業者の高齢化等、深刻な問題を抱えている。

漁業の主体は、特定第3種漁港である浜田漁港を中心として、沖合底曳網漁業、中型旋網漁業、イカ釣り漁業、定置網漁業及び一本釣り漁業である。生産面では県内随一の漁獲量があるもの

の、漁業経営体数は、沿岸、沖合漁業ともに減少の傾向にある。全般的に経営規模は零細で漁業就業者の減少、高齢化及び後継者不足は著しく、また漁船の老朽化、沖合漁業の国際的な漁業制限、周辺国による不法操業等による漁業資源の減少、経営効率の悪化等、多くの構造的問題を抱えて経営内容は厳しくなっている。このような状況の中、基幹産業である水産業の振興を図るためには、漁業生産性の向上と販売力の強化を図るとともに、生産から加工、販売に至るまでの総合的な取組が必要である。

特に、地元漁船の存続対策として、沖合底曳網漁業については地元5ヶ統全船においてリシップ事業（大規模修繕等による収益性回復の取組）を実施したが、将来を見据えた代船の確保が大きな課題である。まき網漁業についても漁船の老朽化が課題となっており、まき網漁船団の存続のために、老朽化対策を含めた漁業構造改革を推進し、漁業生産性の向上や収益性改善の取組を進めていく必要がある。また、外来船入港の推進や魚価向上を図り、水揚量を増加させるために、浜田漁港における冷凍冷蔵庫等の受入施設の整備も求められている。

## イ 第2次産業

第2次産業は、水産加工、木材加工、窯業等が中心であるが、設備の近代化の遅れ、製品開発力の弱さから生産性は低調で、関連産業を伴わない単独的立地であることから地域経済への波及効果が小さく、不況を反映して出荷額も就業人口も減少している。

また、9割以上を小規模事業者が占め、持続的な事業発展に課題を抱えており、起業や事業承継の支援に取り組む必要があります。

特に、石州和紙、石見焼といった伝統工芸産業の担い手不足は顕著であり、伝統を継承するための後継者育成、販路開拓・拡大等の取組が課題である。

また、消費者の安全・安心志向が高まる中、消費者に信頼される商品を製造するために、高度な品質・衛生管理が求められている。

なお、人手不足が続く中、大学・高校・専門学校の新卒やU・Iターン者の就職の受け皿となる新たな業態や待遇面など、若者にとって魅力ある働く場の確保のための企業誘致の推進が求められている。

## ウ 第3次産業

第3次産業は、郊外型大型店舗やコンビニエンスストア等の進出、後継者不足等により以前のような賑わいがなくなり、空き店舗の増加や商業機能の衰退が進んでいる。

サービス業のうち観光産業においては、宿泊客数が減少傾向で通過型の様相を呈し、観光形態は見学型から体験型へと変わりつつある。このため、宿泊客数増加のための方策として、都市住民が求めるスローライフに着目し、海から山までの豊かな観光資源を活用した特色ある施策を展開する必要がある。

浜田港と三隅港の重要港湾を有する本市では、貨物取扱量を増やし、貿易振興による圏域の活性化が課題である。

## (2) その対策

### ア 第1次産業

- 1 農業生産基盤整備、経営の協業化、農地の流動化等を推進し、産地形成を進める。  
(I-2-1、I-2-2)
- 2 県畜産開発事業団金城牧場跡地を農業振興の拠点とするため、新開団地及び元谷団地の整備及び有効活用を図る。(I-2-1)
- 3 荒廃農地の発生防止対策や農地、排水路、農道等の地域資源の保全を図る。(I-2-2)
- 4 有害鳥獣による被害防止対策と捕獲対策を実施する。(I-2-2)
- 5 複合経営等の導入により農業生産性の向上、所得水準の高い農業経営の確立を図る。  
(I-2-1)
- 6 消費者ニーズの的確な把握に努めるとともに、有機農業の振興、バイオ技術の活用、農商工連携を通じた特産品開発等による安全で高品質なブランド品の開発等により、農産品の高付加価値化を図る。(I-2-1)
- 7 集落営農組織の育成・広域化を促進し、農地の効率的利用を推進する。(I-2-2)
- 8 経営感覚に優れた経営体の育成のため、規模の拡大、複合化、新技術の導入等の支援を行う。  
(I-2-1)
- 9 産直市の利用促進や生産から加工、流通、販売までの多角的経営等6次産業化を進め、総合的な視野を持って地域産業支援を行う。(I-2-1)
- 10 農業が魅力ある産業となるために、農業所得の向上を目指し、水稲等との組合せ作物を選定するとともに、経営の条件整備の支援や情報提供を行うなど、新規就農者への支援を推進する。(I-2-1)
- 11 女性の知恵と繊細な感覚、高齢者の技術や経験を生産・加工・販売活動に活かし、地域農業の振興を図る。(I-2-2)
- 12 消費者志向の変化や環境保全意識が高まる中、安全で高品質な産物生産のため、有機農業の推進に取り組むとともに、販売ルートの確立に努める。(I-2-1)
- 13 農業機械の共同利用と農作業の受委託を促進する。(I-2-2)
- 14 地力増進施設の活用により、有機質の投入を増大し、農産物の生産性と品質の向上に努める。  
(I-2-1)
- 15 ピオーネをはじめとした大粒ぶどう、赤梨、西条柿農家の経営安定化を図るとともに、更なる産地強化に努める。(I-2-1)
- 16 農業と観光、また、生産者と消費者が結合する共生空間づくりに努める。(I-2-1)
- 17 学校給食等における地産地消システムを構築する。(I-2-1、III-1-3)
- 18 石見地域の農林水産物や加工品等の輸出を促進し、今後、需要の拡大が見込まれる海外市場を対象とした新たな販路の拡大を図る。(I-3-3)
- 19 畜産においては、肉用牛改良流通センターを和牛の一貫生産体制拠点として活用する。  
(I-2-3)
- 20 森林資源は木材生産のみならず、水源涵養、土砂崩壊防止等の国土保全、保養、文化・教育、観光の場として多面的機能を有しており、その機能の維持、増進を図る。  
(I-2-4、IV-4-2)

- 21 森林資源の質的充実と総合利用に対応した多様な森林整備を推進する。(I-2-4)
- 22 木材の安定供給については、利用期を迎えた森林における主伐を推進し、建築用材や合板、木質チップへの供給拡大を図るため、林道等の路網整備や高性能林業機械の導入による生産基盤の整備をはじめ、森林組合の育成強化、林業の担い手の確保、林地残材の有効活用等、木材の利用や高付加価値化、木造住宅や公共建築物での地域産材の利用促進を通じて林業採算性の向上を図り、所得水準の高い林業経営の確立を図る。(I-2-4)
- 23 間伐材を活用した木材加工品の開発や広葉樹などの未活用資源の商品化、市内の製材業者等と連携した取組、石見ブランド製品の販路拡大を促進する。(I-2-4)
- 24 つくり育てる漁業を推進するため、栽培漁業や養殖漁業に取り組む。(I-1-5)
- 25 瀬戸ヶ島埋立地を有効に活用し、水産業活性化等に向けた取組を行う。(I-1-5)
- 26 地元沖合底曳網漁船及びまき網漁船の老朽化対策を含めた漁業構造改革を推進し、漁業生産性の向上や収益性改善の取組を進める。(I-1-1)
- 27 外来船誘致を推進し、魚価を維持・向上させるために、高度衛生管理型荷捌所や冷凍冷蔵庫の整備を推進する。(I-1-3)
- 28 「山陰浜田港」水産物ブランド(どんちっち三魚、浜田港四季のお魚)の確立等による高付加価値化を推進するとともに、消費者ニーズの把握と情報発信を通じた効果的な販売促進に取り組む。(I-1-4)
- 29 小中学校における産業体験等の機会の提供、県立浜田水産高等学校との連携による担い手育成に向けた取組を進める。(I-1-2)
- 30 農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題を解消するため、U・Iターン希望者や失業等による農林水産業への新規就業者の地元就職を支援する。(I-1-2、I-2-1)

## イ 第2次産業

- 1 地域工業への波及効果が大きい高度技術産業の導入やこれらと有機的な連携を保った内発的な工業の育成に努める。(I-3-3)
- 2 地域工業の高度化とバランスのとれた産業構造への転換を図るため、工業用地、用水、電力、交通、情報等の基盤整備を推進し、多くの雇用が見込まれる食料品等の製造業や、情報処理系の学生を雇用できるIT企業に加え、農林水産業分野の企業など、本市の特性を活かし、若者にとって魅力ある企業誘致に努める。(I-3-3)
- 3 島根県産業技術センター、しまね産業振興財団、島根県農業技術センター等を活用した産業の活性化に努める。(I-3-3)
- 4 起業への意識を啓発するため、起業希望者の育成を図るとともに、セミナーを継続開催し、起業時における初期費用を支援する。  
特に、地域の人やモノ、遊休施設などといった「地域資源」を活用した起業や地域の課題解決に資する起業の支援を行うとともに、立ち上がり期におけるフォローアップ支援を行い、事業継続や雇用創出を推進する。(I-3-1)
- 5 市の基幹産業である農林水産業や伝統産業及び地場産業等の資源を活かした産業の融合化を積極的に推進する。(I-1-4、I-2-1、I-3-3)
- 6 新製品、新技術の開発、特許権等の取得、販路開拓、労働生産性向上や資格取得などの人材育成等、企業の積極的な事業活動を支援し、地場産業の経営基盤、競争力の強化を図る。

( I -3-3)

- 7 地域おこし協力隊制度を活用した後継者マッチングを行うとともに、関係機関と連携した事業承継推進会議を開催し、事業承継を推進する。( I -3-1)
- 8 販路の拡大を図りつつ、消費者に信頼される安全で安心な加工品を供給するために、衛生管理の行き届いた一次加工処理を推進する。( I -4-2)
- 9 伝統工芸産業を継承するため、後継者の育成、販路の開拓、需要の拡大等に取り組むとともに、伝統工芸生産の安定を図るため、原材料確保を支援する。(第4節の5)

ウ 第3次産業

- 1 商業機能を維持・回復させるため、中心市街地や商店街の環境整備、空き店舗の有効活用に取り組むとともに、商店街組織のみならず、業態の連合体やまちづくり組織による賑わい創出を推進する。( I -3-2)
- 2 事業者によるWe bやSNSを活用した情報発信や、キャッシュレス決済への対応を支援し、新たな顧客確保を促進するとともに、「BUY浜田運動」などによる地域内経済循環の推進を図る。( I -3-2)
- 3 大都市圏に小売店等の地元製品の宣伝の場を設け、地元製品の販路拡大と販売促進を図るとともに、地域間の経済交流を推進する。( I -3-3)
- 4 浜田港(福井地区)における上屋やアクセス道路等のインフラ整備、コンテナ航路の利用促進により、総合物流拠点の機能を強化する。( I -4-1)
- 5 観光施設であるしまね海洋館アクアスや海洋性レクリエーションゾーン、温泉施設、かなぎウエスタンライディングパーク、はまだお魚市場、道の駅、ゴルフ場、スポーツ施設、教育施設等の各種施設を効果的に連携させ、周遊観光コースを設定するとともに、周辺地域との広域的な連携も強化し、滞在型観光への転換を図る。( I -5-1)
- 6 地域間交流を推進し、広域観光ルートの設定、エージェント招へい事業、観光団体の育成と宣伝、観光客受入れ体制や情報発信体制を整備し、大型観光イベントの開催等を進める。( I -5-2、 I -5-4)
- 7 農林水産業や商工業と連動した産業観光を推進する。( I -5-1)
- 8 伝統的産業や地場産業の育成強化を図るとともに、地場産業と観光資源を活かした商業の振興を図る。( I -5-3)
- 9 小売店の廃業対策として、移動販売車による宅配サービスの充実を図る。(第5節)
- 10 地域資源である海や山での感動を与える民泊の受け皿となる組織の育成強化を図るとともに、関係団体と連携して癒しのスローライフを提供するグリーンツーリズムやブルーツーリズム等により、体験教育旅行の誘致や多様なツーリズムの商品造成に取り組む。( I -5-2、 I -5-4)
- 11 石見神楽の魅力を全国に発信し、定期公演化を図るとともに、観覧環境の整備、関連商品の開発、神楽に不可欠な石州和紙産業の保存・育成等に取り組み、観光客を誘致できる石見神楽の里づくりを推進する。( I -5-3)
- 12 当地域の魅力的な海や山の食材を活用し、浜田の食の魅力アップとおもてなしの心の醸成により、観光客の誘致を図る。( I -5-1)
- 13 当地域の宿泊・飲食・体験メニュー、伝統芸能等の観光情報を提供する魅力的なウェブサ



- イトの構築と運用に努め、インターネットを活用した情報発信を推進する。(I-5-1)
- 14 広島事務所や広島PRセンターを活用し、大きな市場である広島方面への情報発信機能を強化する。(I-5-2)
- 15 本市の貴重な天然資源である各地域の温泉や観光関連施設、外国語表記などの統一感ある看板の整備を行い、地域の魅力づくりと観光客の増加を図る。(I-5-1)
- 16 インバウンド推進に努め、欧米地域をはじめとした外国人観光客の誘致活動に取り組む。(I-5-4)
- 17 インターネット上における浜田市及び浜田市関連団体の情報を整理し効果的に発信していくことにより、必要な情報を得るための利便性を向上させ、市のPRを図る。(VII-2-1)

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(2) 漁港施設	県事業負担金(漁港)	島根県
	(3) 経営近代施設 農業	中山間地域総合整備事業	島根県
		県営農業基盤整備事業	島根県
	水産業	浜田漁港高度衛生管理型荷捌所整備事業	浜田市
		(4) 地場産業の振興 流通販売施設	特産品展示販売センター管理費
	山陰浜田港公設市場整備事業		浜田市
	(9) 観光又はレクリエー ション	ライディングパーク改修事業	浜田市
		観光拠点施設整備事業	浜田市
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	観光協会助成事業	観光協会
		浜田の五地想ものがたり推進事業	協議会
		林地残材有効活用・地域活性化支援事業	浜田市
		産業振興パワーアップ事業	浜田市
		合宿等誘致事業	浜田市
萩・石見空港利用促進対策事業		協議会	

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業	浜田市等
		水産資源確保対策事業	漁業協同 組合
		広島プロジェクト推進事業	浜田市
	(11) その他	県事業負担金(基盤整備)	島根県

#### (4) 産業振興促進事項

##### I 産業振興促進区域及び進行すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
浜田市全域	製造業、情報サービス業等、 農振水産等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

##### II 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「(2) その対策」、「(3) 事業計画」のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 4. 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

テレビ放送の難視聴地域の解消、高速情報通信網の構築等を目的としてケーブルテレビの整備に取り組んできた。ケーブルテレビは、地域の情報通信基盤として福祉・産業・教育等、多岐にわたる分野の振興に大きく寄与することから、市全域のケーブルテレビ回線の光化を行っている。

携帯電話については、中継基地局が設置され通話可能エリアが拡大しているが、未だに山間地域を中心に不感地域が多くあり、緊急時の連絡や日常生活にも支障をきたしている。

情報化の急速な進展に伴い、日常生活における高速情報通信基盤を活用し、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の高度情報化社会への適応と地域情報化の推進に取り組む必要がある。

### (2) その対策

- 1 情報化推進計画を策定し、高度情報化への適応と地域情報化の推進に取り組む。(V-3-1)
- 2 各種システムのクラウド化や最適化等を行い住民サービスの向上を図る。(V-3-2)
- 3 ケーブルテレビ網の光回線化を行うとともに、機器を更新し、適正な維持・管理に努める。(V-3-3)

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報 化のための施設 有線テレビジョン放送 施設 その他	CATV機器整備事業	浜田市
		高速情報通信基盤整備事業	浜田市

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路の整備

本市の道路網は、幹線道路として、東西に国道9号が走り、南北には国道186号が走っており、さらに中国横断自動車道広島浜田線が広島市までを結んでいる。そして現在、鳥取市から本市等を経由して下関市に至る山陰自動車道も早期完成を目指し進められている。

また、主要地方道は9路線（浜田港線、桜江金城線、弥栄旭インター線、田所国府線、浜田八重可部線、浜田作木線、旭戸河内線、浜田美都線、三隅美都線）あるが、改良を要する箇所も多く、計画的に進められることが望まれる。

市道については、幹線道路や生活重要路線を重点に改良や舗装整備を進めているが、地域住民の生活基盤として重要な役割を担う道路整備は遅れており、令和元年度末の改良率は50.3%となっている。今後は、高速道路や大規模な農・林道整備事業等との整合を図りながら、市街地や山間部等の地域特性に適合した次世代型交通網の整備を計画的・効率的に推進していく必要がある。

農道については、県営一般農道の全線開通の促進を中心に、農産物の生産・集出荷の効率化はもとより、多目的な効果を果たす道路として改良整備が求められている。

林道については、林業が低迷する中、森林整備に伴う林業施業を促進し、森林荒廃を防止するためにも開設が望まれており、また、山間部の散居集落では生活道路としても必要とされている。

#### イ 交通の整備

公共交通については、鉄道（JR山陰本線）、民間路線バス（中国JRバス、石見交通、広島電鉄、総合企画コーポレーション、内JR・広電は高速バス）が運行しているが、不便さゆえに自家用車保有率が高く、公共交通利用者は減少し、特に民間路線バスにおいては不採算路線の維持・確保が困難となってきている。

そのため、民間バス事業者の運行路線廃止等に伴い、旭地域では平成3年12月から、三隅地域では平成16年4月から、金城地域及び弥栄地域では平成23年4月から、浜田地域では令和2年12月から、生活路線バスの運行を行っている。

また、公共交通網のない交通空白地域の解消のため、浜田地域では平成20年5月から、弥栄地域では平成20年10月から、金城地域および旭地域では平成21年10月から予約型乗合タクシーを運行している。あわせて、羽原地区、大麻地区及び井野地区においては、自治会輸送を行っている。

これらの各種公共交通の効率的、効果的な交通体系を確保するため、生活交通ネットワークの再編が課題となっている。

## (2) その対策

### ア 道路の整備

- 1 山陰自動車道の早期整備を促進し、中国横断自動車道広島浜田線との高速交通ネットワークの充実を図る。(V-1-1)
- 2 国道・県道の機能向上を図るとともに、歩道整備やバリアフリー化を進める。(V-1-2)
- 3 新開佐野地区一般農道等の農道整備及び金城弥栄線等の大規模林道開設を促進する。(V-1-3)
- 4 市道等の地域住民の生活に密着する生活道の条件整備を行う。(V-1-4)

### イ 交通の整備

- 1 JRや民間バス、生活路線バス等の公共交通の利用促進を図る。(V-2-3)
- 2 利用者ニーズを踏まえた公共交通の利便性の向上及び交通空白地域の減少に努める。(V-2-2)
- 3 高齢者等が安心して暮らせる持続可能な公共交通ネットワークの確立に努める。(V-2-1)
- 4 民間バス路線の廃止等に伴う代替交通手段の確保に努める。(V-2-2)

## (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	白砂1号線改良事業 L=1,400m、W=5.0m	浜田市
		戸地線改良事業 L=1,400m、W=7.0m	浜田市
		井野37号線道路改良事業 L=620m、W=5.0m	浜田市
		道路施設長寿命化改修事業	浜田市
	橋りょう	橋梁長寿命化改修事業	浜田市
		周布橋整備事業	浜田市
	(2) 農道	農道橋梁長寿命化改修事業	浜田市
	(6) 自動車等 自動車 雪上車	生活路線バス車両整備事業	浜田市
		除雪車等整備事業	浜田市
(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	新交通システム運行事業	浜田市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上水道等

上水道事業は平成 30 年 4 月に簡易水道事業を統合し、令和 2 年度末の普及率は 99.8%となっている。今後、本市では人口の減少等に伴い、水需要の減少に伴う給水収益の減少が予想されるため、経営基盤の強化が必要となる。また、施設の老朽化による漏水事故等が発生し、維持管理に多額の経費がかかっている。

#### イ 汚水処理施設

汚水処理施設は、自然環境や生活環境の保全、ゆとりと潤いのある生活環境の創出と若者の定住対策としても必要不可欠な社会基盤である。住宅密集地においては、公共下水道、農業・漁業集落排水事業による生活排水の集合処理を推進しており、水洗化率の向上を目標に加入促進を図っている。また、中山間地域においては、浄化槽により個別処理を実施している。今後とも地域の実情に即した効率的な施設整備が必要であり、下水道事業を計画的に推進していく必要がある。

#### ウ 廃棄物処理

可燃ごみ処理施設については、浜田地区広域行政組合が管理・運営しており、現施設は平成 18 年 11 月に竣工し、同年 12 月より稼働しているが、令和 5 年度から施設の延命化及び CO2 排出量削減を図るため、基幹的施設改良工事を行う。本市では、不燃ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場を管理・運営しており、新最終処分場が平成 23 年 3 月に竣工し、同年 6 月より稼働している。し尿処理施設においては、施設の延命化を図るため平成 27 年から 2 ケ年間かけて基幹改良工事を行った。各廃棄物処理施設とも新規整備には多額の費用が必要となるため、現存施設の延命化が課題となっている。

また、浜田及び三隅の廃止された旧ごみ処理施設について、両施設とも昭和 50 年代の施設のため、早期に解体し、煙突の倒壊等の危険を排除する必要がある。

#### エ 火葬場

市内の火葬場としては、浜田市火葬場、旭火葬場、弥栄火葬場及び三隅火葬場の 4 施設が設置されている。このうち市内の火葬件数の約 8 割を占める浜田市火葬場については、平成 29 年度から計画的な大規模改修を行い、20 年程度の延命化を図っている。その他 3 施設については施設の老朽化や利用件数の減少が課題となっており、その対応が求められている。

#### オ 消防

救急需要は急激な減少とはならず、しばらくは高い水準で推移することが予想されるため、引き続き病院前救護と円滑な救急搬送が行える体制を構築・維持していく必要がある。また、災害が大規模・複雑多様化しており、消防本部の出動体制の強化に併せ、大災害に備え広域応援や受援体制を整える必要がある。

更に、地域防災の要である消防団は、新しい社会環境に対応した組織運営を模索しながら、災害対応力の強化が課題となっている。

## カ 防災

災害発生時に早期に避難するためには、早くて正確な災害情報の伝達が必要なため、市民への情報伝達手段の強化を図ることが課題となっている。

## キ 市営住宅

市営住宅は、建築後 30 年を経過している木造住宅もあり、住環境整備を考慮した改修が必要である。

定住の促進、U・I ターン施策を進めるに当たり、居住環境の整備は重要であり、地域の人口バランスに配慮しつつ多様化するニーズに合った住宅の整備が望まれる。

## (2) その対策

### ア 上水道等

- 1 きれいで安全な水道水を持続的・安定的に供給するため、経営戦略の見直しを行う。  
(V-5-1)
- 2 「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、施設の重要度と老朽度を踏まえて更新の優先施設を抽出し、長期的な視点に立った水道施設の整備を進める。(V-5-1)
- 3 水道整備・拡張計画のない地域における飲料水の確保のため、飲用井戸等の整備を支援する。(第 5 節)

### イ 汚水処理施設

- 1 地域特性を考慮した手法により、公共下水道、集落排水等の整備事業を推進し、公共施設や住宅等への接続により、ゆとりと潤いのある生活環境を創出する。(V-5-2)
- 2 中山間地域への合併処理浄化槽設置助成事業の普及促進に取り組む。(V-5-2)

### ウ 廃棄物処理

- 1 環境問題に対する住民意識を醸成し、不法投棄の防止に努めるとともに、ごみの減量化や分別収集の徹底、リサイクルの推進により、循環型社会の構築を図る。(IV-2-1)
- 2 各廃棄物処理施設の適正な維持管理及び長寿命化対策により、現存施設の延命化に努める。  
(IV-2-2)
- 3 旧ごみ処理施設を早期に解体し、煙突の倒壊等の危険を排除するとともに、跡地にストックヤード等を整備し、資源物の効率的な保管及び回収を行う。(IV-2-2)

### エ 火葬場

- 1 浜田市火葬場については、引き続き大規模改修を進め、適正な管理運営を行うとともに利便性の向上を図る。(IV-3-2)
- 2 浜田市火葬場以外の施設については、適宜修理や補修を行い、機能の保持に努める。(IV-3-2)

## オ 消防

- 1 消防装備・施設の充実と消防職員の適正配置を行い、出動体制の強化を図り、広域的な応援・受援体制を構築する。(VI-3-1)
- 2 適切な応急手当及び救命処置が行える体制作りと救急業務高度化への対応を進める。(VI-3-2、VI-3-3)
- 3 住民の防火意識の高揚を図ることにより、火災に強いまちづくりを推進する。(VI-3-4)
- 4 消防団の組織や運営を、柔軟に見直すことで充実強化を図り、消防本部との連携を強化し、地域における防災力の向上を図る。(VI-3-5)

## カ 防災

- 1 災害情報を、正確に、素早く、確実に伝達するため、老朽化した防災無線設備を更新し、次期防災情報システムの導入を図る。(VI-1-1)
- 2 市ホームページ、ケーブルテレビ、防災防犯メール、SNSなど、複数の災害情報伝達手段の確保を図る。(VI-1-1)

## キ 市営住宅

- 1 住宅マスタープランに基づき、老朽化した市営住宅の改修や集約建替え等を行う。(V-5-3)
- 2 バリアフリーや省エネルギー対策にも配慮し、高齢者や障がい者にもやさしく居住性に優れた質の高い市営住宅の整備を図る。(V-5-3)
- 3 地元産材を使用した住宅建設を推進する。(V-5-3)

### (3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	旧簡易水道施設改修事業	浜田市
		(2) 下水処理施設 公共下水道	浜田処理区整備事業
	農村集落排水施設	ストックマネジメント改築事業	浜田市
		公共下水道統合事業	浜田市
		公共ます設置事業(公共下水道事業)	浜田市
		旭浄化センター汚泥処理施設改築事業	浜田市
		道路改良に伴う支障移転事業(公共下水道事業)	浜田市
		警報システム統合事業	浜田市
		長寿命化改修事業(農業集落排水事業)	浜田市
		道路改良に伴う支障移転事業(農業集落排水事業)	浜田市
		公共ます設置事業(農業集落排水事業)	浜田市
		機能強化対策事業	浜田市



持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	不燃ごみ処理場改修事業	浜田市
		エコクリーンセンター基幹改良工事負担金	広域行政 組合
	し尿処理施設	浜田浄苑環境整備事業	浜田市
	(4) 火葬場	火葬場施設整備事業	浜田市
	(5) 消防施設	高機能消防指令センター更新事業	浜田市
		消防救急車両整備事業	浜田市
	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	住宅リフォーム助成事業	浜田市
		危険空き家対策事業	浜田市
		地域における救急救命体制整備事業	浜田市
		防災まちづくり推進事業	浜田市
		耐震対策緊急促進事業	浜田市
		金城スマートIC24時間化事業	浜田市
		集落環境整備事業	浜田市

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

過疎地域の全国的な傾向として見られる高齢化率の上昇は本市においても顕著であり、平成17年は28.6%、平成22年は29.9%、平成27年は34.3%、令和2年は36.9%（住民基本台帳による数値）と高い比率を示している。

また、この傾向はますます強くなることが予測され、なかでも高齢者の単身世帯の増加や要介護者の増加等が大きな課題となっており、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指して介護予防及び生きがいをづくりの体制整備、充実を図る必要がある。

#### イ 児童福祉

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、晩婚化、未婚化の進行に加え、地域の連帯意識の希薄化、女性就業者の増加や就労形態の多様化、保育需要の多様化等、様々な要因により大きく変化している。子どもが健やかに育つためには、子育て家庭の仕事と家庭生活の両立、新しいニーズに対応した子育て支援のほか、地域全体での子育てや安全・安心なまちづくりの推進が求められている。

#### ウ 障がい者福祉

「ノーマライゼーション」の理念の下、障がいのある人が安心して暮らしていくためには、相談支援体制の充実が必要不可欠となっており、自立及び社会参加を促進し、障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められている。

さらに、障がいのある人が差別や偏見、疎外感を感じることがないように、障がいのある人もない人も共に理解し合いながら暮らすことができる地域づくりが求められている。

#### エ 保健事業

本市の平均寿命は、男性80.77歳（島根県80.80歳）、女性87.21歳（島根県87.50歳）で、男女とも延伸している。平均寿命を引き下げる要因となっている、がん、心疾患による死亡を減らすために、今後一層の生活習慣病の予防及び早期発見、早期治療が重要となっている。

また、健康寿命の指標となる65歳平均自立期間（各年を中間年とした5年の平均）は、男性17.01年（島根県17.86年）、女性19.98年（島根県21.17年）で、男女ともわずかに延伸しているが、県に比べると短い状況である。健康寿命を引き下げる要因となっている脳血管疾患の年齢調整死亡率は、人口10万人当たり男性35.8（島根県37.4）、女性20.5（島根県20.7）で、男女ともに改善傾向であり、県より状況であるが、引き続き、健康寿命の延伸に向けた脳血管疾患対策事業の充実を努める。

※数値は、平成26年から平成30年までの5年間の平均値

## (2) その対策

### ア 高齢者福祉

- 1 高齢者の生涯学習、生涯スポーツ等への参加を促進する。(Ⅱ-2-3)
- 2 住民、行政、関係機関が連携し、地域ケア体制の強化に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実を図る。(Ⅱ-4-1)
- 3 シルバー人材センターによる高齢者の人材活用を図る。(Ⅱ-4-4)

### イ 児童福祉

- 1 妊娠期から出産、産後、育児まで、切れ目のない支援体制を整備する。(Ⅱ-3-1)
- 2 子どもの医療費助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。(Ⅱ-3-1)
- 3 子育てニーズに対応した保育所や放課後児童クラブ等の保育サービスの充実を図る。(Ⅱ-3-2)
- 4 関係機関の連携を強化し、地域のボランティア組織等による子育て支援活動を促進する。(Ⅱ-3-3)

### ウ 障がい者福祉

- 1 障がいのある人が住みなれた地域で暮らせるように、適切な保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の充実を図る。(Ⅱ-5-1)
- 2 障がいのある人のライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすることにより、社会参加と雇用の拡充を促進する。(Ⅱ-5-2)
- 3 障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア」を解消し、障がいのある人もない人もお互いに理解し合い、共に生きる社会の実現を目指す。(Ⅱ-5-3)

### エ 保健事業

- 1 生活習慣病の発症予防と重症化予防、高齢者の介護予防とフレイル予防の推進に努める。(Ⅱ-2-1)
- 2 がん検診や予防出前講座の実施、がんサロンへの支援を行い、がん対策を推進する。(Ⅱ-2-2)
- 3 こころの健康づくりの推進として、自死対策事業やひきこもり相談など市民への啓発に努める。(Ⅱ-2-4)
- 4 地域関係団体等と連携した食育活動の推進や、健全な食生活の実践と低栄養予防を推進する。(Ⅱ-2-5)

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	私立保育所施設整備補助事業	社会福祉 法人
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	総合福祉センター施設整備事業	浜田市
	(7) 市町村保健センター 及び母子健康包括支 援センター	子育て世代包括支援センター整備事業	浜田市
		三隅保健センター空調改修事業	浜田市
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	がん検診助成事業	浜田市
		子宮頸がんウイルス検査助成事業	浜田市
		保育所入所受入促進事業	浜田市
		児童医療費助成事業	浜田市
		乳幼児医療費助成事業	浜田市
		任意予防接種事業	浜田市
		産婦健康診査事業	浜田市
		はまだ健康チャレンジ事業	浜田市
	(9) その他	放課後児童クラブ施設整備事業	浜田市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

国においては、全国的な医師不足に対する抜本的な制度改革が始まり、島根県においてもその解消に努めるべく、様々な施策が打ち出されている。

本市においては、医師の著しい減少はみられないものの、唯一の総合病院である浜田医療センターでは特定診療科の常勤医師の不在や不足が続き、また開業医の高齢化も進んでいる。

一方、看護職員についても需要の高まりから、市全域の医療機関において人員不足の状況にあると考えられる。

このような状況の中、地域の医療を崩壊させないためには、医療現場の充実に加えて魅力あるまちづくりも大切であり、子育て支援や定住対策と連携した対応も必要である。

また、医療の充実を図っていくには、将来の医療従事者の確保と育成が重要な課題であり、小・中学生のころから医療職への関心が持てる仕組みづくりをはじめ、高校生へのレクチャー、医学生や看護学生等、医療関係の学校へ進学する学生への支援をきめ細かく行う必要がある。

医療機関は、各地域にそれぞれ複数あり、地域住民の「かかりつけ医」として医療の提供に限らず、日ごろの予防対策にも尽力されている。病床を有する病院は、浜田医療センターをはじめとして市街地に集中している。中山間地域においては、近隣の医療機関のみでは網羅できない診療科も複数ある上、過疎化や高齢化が進んでいることから、医療機関同士の診診連携や中核病院との病診連携により、どの地域に住んでいても安心して医療を受けられる体制がますます必要になっている。

今後は、無医地区の解消と中山間地域の医療の充実のために設置されている国民健康保険診療所の役割を明確にし、一般医療はもとより予防医療や在宅医療等の充実を図る必要がある。

休日、夜間の医療においては、民間医療機関の大半が土曜日診療を実施していることに加え、日曜日、祝日の昼間は、浜田市医師会、那賀郡医師会の協力による休日応急診療所と在宅当番医制度で対応しており、更に夜間や症状が重い場合は、浜田医療センターの救急外来や救命救急センターで対応している。

このように、すべての医療機関の協力と連携によって、地域住民の安心につながっており、この24時間安心して暮らせる医療体制を守るためには、医療に対する住民理解が必要不可欠である。

### (2) その対策

- 1 医療機関と行政が常に情報を共有して役割を分担し、医師や看護師等の医療従事者が働いてみたい「魅力ある病院づくり」、住んでみたい「魅力ある地域づくり」に向けた取組を行う。  
(Ⅱ-1-1)
- 2 国民健康保険診療所が開設しているブログを活用し、へき地医療情報を発信する。  
(Ⅱ-1-2)
- 3 潜在看護師の発掘と離職防止に積極的に取り組む。(Ⅱ-1-1)

- 4 本市内の医療従事者育成機関である看護学校、准看護学校、リハビリテーション専門学校に対し、それぞれの学校に合った支援を行う。(Ⅱ-1-1)
- 5 中学生を対象にした医療体験学習を実施するとともに、高校生を対象にした進路希望の把握や医療を目指す学生へのサポートを行う。(Ⅱ-1-1)
- 6 国民健康保険診療所において、浜田保健所や各医療機関、福祉施設等の協力を得ながら、医学生、看護学生、研修医等の研修を積極的に行う。(Ⅱ-1-1)
- 7 国民健康保険診療所の医療設備と医療体制の充実を図る。(Ⅱ-1-2)
- 8 診診連携や病診連携等、医療機関間の連携を強化する地域医療ネットワークの充実を図る。(Ⅱ-1-2)
- 9 住民にとってより良い「休日応急診療所」となるよう、医療設備や診療体制等を検討し、一次救急の充実を図る。(Ⅱ-1-3)
- 10 講演会や研修会を開催するとともに、広報紙や市ホームページ等を活用し、市民に地域医療を理解してもらうための啓発活動を実施する。(Ⅱ-1-1)

### (3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	休日診療所整備事業	浜田市
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	リハビリテーションカレッジ島根支援事業	学校法人

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

本市の小・中学校の施設の現状と児童・生徒数の今後の見込み等については、表2のとおりである。

近年において新築した校舎や施設等については、高度情報化設備等の必要な設備を概ね備えているが、古い木造校舎や老朽化校舎等、施設整備の必要性が高いものも多くあり、教育環境の整備が必要となっている。

表2 教育施設の状況

(令和3年5月1日現在)

教育施設の状況(令和3年5月1日現在)

学校名	児童数		教員 職員数	学級数	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	屋外運動場 (㎡)	プール 施設
	令和3年実数	令和7年推計						
原井小学校	205	157	27	11	4,538	939	8,106	無
雲雀丘小学校	61	83	12	7	1,849	467	4,693	無
松原小学校	121	143	18	8	5,260	1,267	21,757	有
石見小学校	373	329	30	16	5,260	891	6,748	無
美川小学校	77	66	12	7	1,759	377	4,112	有
周布小学校	277	238	25	14	3,750	919	7,278	有
長浜小学校	245	232	21	12	4,754	1,248	7,407	有
国府小学校	300	308	26	15	5,042	1,069	6,801	有
三階小学校	189	202	20	11	3,138	919	13,200	無
雲城小学校	137	142	17	10	2,281	528	11,984	有
今福小学校	47	31	13	6	1,532	669	3,085	有
波佐小学校	13	14	7	3	1,594	680	5,128	有
旭小学校	129	114	15	8	3,833	896	8,910	無
弥栄小学校	37	41	10	4	2,764	810	6,734	有
三隅小学校	178	162	27	10	5,740	1,348	10,124	無
岡見小学校	45	51	13	6	2,199	812	15,800	有
合計	2,434	2,313	293	148	55,293	13,839	141,867	

学校名	生徒数		教職 員数	学級数	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	屋外運動場 (㎡)	プール 施設
	令和3年実数	令和7年推計						
第一中学校	360	339	40	13	6,742	1,680	18,501	無
第二中学校	135	139	21	6	5,550	1,128	19,894	有
第三中学校	264	284	30	11	5,269	1,315	24,200	無
第四中学校	23	38	15	4	1,916	702	4,338	無
浜田東中学校	154	143	23	10	3,975	1,234	20,095	無
金城中学校	103	81	15	5	2,926	1,143	31,990	有
旭中学校	52	78	16	5	2,649	1,273	4,467	無
弥栄中学校	21	16	15	5	1,817	1,009	8,020	無
三隅中学校	121	122	23	7	4,683	1,376	18,379	無
合計	1,233	1,240	198	66	35,527	10,860	149,884	

児童・生徒数の令和7年の推計は、一部の学校を除いて減少傾向にあり、少子化と人口減少を踏まえた学校運営と施設整備に留意する必要がある。

加えて、次世代を担う子どもたちが健やかで生きる力をもった大人に成長するため、学力の向上を目指しつつ心豊かな教育を強く推進していくことが求められている。

また、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となる「食育」の必要性が求められており、この対応も急を要するものである。

## イ 社会教育

地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取組を支援し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成を進める必要がある。

また、社会教育を推進する拠点施設として、まちづくりセンター施設の改修や整備が必要となっている。さらに、施設はもとより関係機関・団体が連携して体制整備やネットワーク化を図る必要がある。あわせて、読書環境の充実を図るため、施設や情報を整備する必要がある。

## ウ 社会体育

市民のスポーツに対するニーズやかかわり方が高度化・多様化してきている中で、一人ひとりのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められている。あらゆる世代の市民の求めに応じて様々なスポーツ活動の場を提供するため、老朽化が進んでいる施設の改修、整備と拡充、環境整備が必要となっている。

## エ 幼児教育

幼稚園は、浜田地域にのみ公私立を合わせて5園が設置されているが、令和5年4月に公立幼稚園4園を1園に統合する予定である。

少子化を踏まえた教育と園の運営が課題となっており、幼稚園の集約化による施設整備、保育サービスの充実が必要となっている。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- 1 学力の定着を基本に、個性を伸ばし豊かな心と健やかな身体を育む教育を推進する。  
(Ⅲ-1-1、Ⅲ-1-2)
- 2 学校施設の整備充実を図るとともに、少子化に対応した教育環境の充実を図る。(Ⅲ-1-1)
- 3 学校給食の充実を図るとともに、食育を推進し、望ましい食習慣の形成に取り組む。  
(Ⅲ-1-3)

### イ 社会教育

- 1 まちづくりセンター等社会教育施設の有効活用と機能の充実を推進する。(Ⅲ-3-2)
- 2 生涯学習機会を拡充するとともに、生涯学習活動への参加を促進する。(Ⅲ-3-1)



- 3 生涯学習ボランティア制度の充実や人材育成に努める。(Ⅲ-3-1)
- 4 図書館資料の充実等により、読書環境の充実を図る。(Ⅲ-3-3)

#### ウ 社会体育

- 1 各種スポーツ活動の拠点となる施設の整備を行い、利用環境を整える。(Ⅲ-4-3)

#### エ 幼児教育

- 1 幼児教育の充実を図るとともに、家庭や地域との連携を深め、教育力の向上を図る。  
(Ⅲ-1-1)

### (3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	三隅小学校空調設備更新事業	浜田市	
		学校建設事業	浜田市	
	屋内運動場	学校施設屋内運動場照明更新事業	浜田市	
		スクールバス・ポート	スクールバス更新事業	浜田市
	給食施設	スクールバス車庫整備事業	浜田市	
		共同調理場施設改修機器更新事業	浜田市	
	その他	学校施設改修事業	浜田市	
	(3) 集会施設、体育施設 等 集会施設	体育施設	杵束コミュニティ施設整備事業	浜田市
			まちづくりセンター施設改修事業	浜田市
		金城総合運動公園改修事業	浜田市	
		浜田市営プール改修事業	浜田市	
		旭公園施設改修事業	浜田市	
		三隅中央公園運動施設整備事業	浜田市	
		浜田市陸上競技場施設改修事業	浜田市	
		ラ・ペアーレ浜田改修事業	浜田市	
		サン・ビレッジ浜田整備事業	浜田市	
		浜田市三隅B&G海洋センター改修事業	浜田市	
		スポーツ施設照明更新事業	浜田市	

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設 等 図書館	移動図書館車整備事業	浜田市
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	ふるさと郷育推進事業	浜田市
		はまだっ子共育推進事業	浜田市

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

# 10. 集落の整備

## (1) 現況と問題点

中山間地域を中心に、過疎化、少子高齢化が進み、自治機能が危機的状態にある集落や今後の機能低下が危惧される集落も多い。

また、後継者不足によって、基幹産業である農業面においても耕作放棄地が広がり、農業・農村の活力低下が進行している状況にある。

集落の再編成又は集団移転等については、歴史的・地理的背景を含め、地域の意向を十分に考慮しながら対応する必要がある。

また、市町村合併による行政の広域化・効率化が進む中で、地域のことは地域で解決する気運を醸成し、安全安心を提供するとともに、地域住民の声を反映した「地域の個性を活かしたまちづくり」できめ細かなまちづくりを推進し、地域のような不安を払拭しつつ、「一体的なまちづくり」によって連帯感を深めていくことが今後のまちづくりの重要な課題となっている。

## (2) その対策

- 1 旧市町村単位に地域協議会を設けて、地域住民の声を反映したきめ細やかなまちづくりを推進する。(VII-1-4)
- 2 まちづくりセンター単位を基本として、地域の実情に応じた形で、自治会をはじめ地域で活動する各種団体で組織する「地区まちづくり推進委員会」の設立を促し、住民が地域課題を共有する中で、解決に向けた地域での計画づくりや必要な地域にはアドバイザー的役割を担う人を配置するなど、行政との連携を図りながら計画の具現化に向けた取組ができるように環境を整える。(VII-1-3)
- 3 交通通信体系の整備を図り、地域内格差の解消に努める。(V-2-2、V-3-1)
- 4 地域の不安を払拭するため、自然災害等に対応した危機管理体制と即応能力の強化に努めるとともに、犯罪防止に配慮した生活環境整備に努め、防災、防犯の両面から、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。(VI-1-2)

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	自治会活動等支援事業	浜田市
		地域づくり振興事業	町内会・ 自治会等
		まちづくり総合交付金事業	町内会・ 自治会等
		地域安全まちづくり事業	浜田市

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

# 1 1. 地域文化の振興等

## (1) 現況と問題点

価値観が多様化し、ゆとりやうるおい等、生活の豊かさの実感が求められており、身近な生活文化から芸術文化に至るまで多様な文化の鑑賞や活動等に対するニーズが高まっている。

本市には「石見神楽」などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化が息づいており、文化協会や市民団体等が様々な活動を行っているが、担い手の高齢化等から今後の継承が課題となっている。

また、平成 21 年 9 月 30 日にユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙が、平成 26 年 11 月 26 日（日本時間 27 日）に再度「和紙―日本の手漉和紙技術」として登録された。日本遺産は、平成 30 年に「北前船寄港地・船主集落」、令和元年には「石見地域で伝承される神楽」が認定され、地域の歴史的魅力的発信や地域活性化が期待される。平成 31 年に浜田開府 400 年を迎えた浜田城等、様々な歴史的、文化的な遺産が存在するとともに、多くの郷土の先人によって培われたまちづくり活動が行われている。これらを共通の財産として誇りを持って継承し、地域文化としての存在感を高めなければならない。このため、地域等における人材や活動団体の育成に努めるとともに、意欲や創意が積極的に発揮されるように活動を支援する必要がある。

本市の世界こども美術館創作活動館、石正美術館や石央文化ホールについては、各種展覧会、創作活動、芸術文化に関する公演、研究会、講演会等を開催しており、地域文化の振興のために有効に活用されている。

浜田開府 400 年にあたる令和元年 10 月には歴史的建造物である御便殿等を活用した浜田城資料館が開館し、浜田城、外ノ浦、御便殿を紹介する展示を行っている。その他の資料館では老朽化や狭隘化が進んでおり、浜田郷土資料館の建替えによる歴史文化保存展示施設の整備に向けた検討を進めている。

## (2) その対策

- 1 市民が、日常的に芸術文化に触れられるような環境づくりと市民が主体となった文化活動の推進に努める。(Ⅲ-5-1)
- 2 文化施設を活用して各種規模の公演や市民参加型イベント等を開催し、日常的に芸術文化に触れる機会の創出に努める。(Ⅲ-5-1)
- 3 美術館においては、芸術の鑑賞や創作活動、講座、ワークショップ等を開催し、文化芸術の創造性を高める。(Ⅲ-5-1)
- 4 地域に伝え残された様々な伝統文化を保存活用し次世代へと継承するため、市民団体等の文化活動の支援に努める。(Ⅲ-5-2)
- 5 文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行う。(Ⅲ-5-2)
- 6 史跡や天然記念物等の文化財の保護・保存に努めるとともに、新たな文化の創造活動への支援を行う。(Ⅲ-5-3)
- 7 伝統の紙すき技術・技法を後世に伝えていくため、後継者の育成を図るとともに、地場産

原材料の安定供給システムの構築を図る。あわせて、技術・技法の記録の保存に努める。

(Ⅰ-3-3、Ⅲ-5-3)

8 令和元年に浜田開府 400 年を迎えた、新たなまちづくりの一環として、浜田城や御便殿（浜田城資料館）の活用を図る。(Ⅲ-5-3)

9 歴史文化保存展示施設の整備として、特に老朽化の著しい浜田郷土資料館を建替え、世界こども美術館創作活動館に増設するものとして検討する。(Ⅲ-5-4)

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	石中央文化ホール改修事業	浜田市
		市立美術館照明更新事業	浜田市
		世界こども美術館創作活動館改修事業	浜田市
		石正美術館改修事業	浜田市
		歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)	浜田市

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

公共施設に太陽光発電設備やバイオマス発電設備を整備する等の取組を行ってきたが、引き続き、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要がある。

### (2) その対策

- 1 住宅用太陽光発電設備の設置支援を行うとともに、太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの企業等による導入や行政による施設活用を行い、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に努める。(IV-1-1)
- 2 再生可能エネルギーや省エネルギーへの理解とその普及に努めるため、地域、事業者及び行政が協働したエネルギー・環境教育の取組に向けた検討を進める。(IV-1-1)

### (3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	—	—	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 国際交流の推進

本市は、中華人民共和国の寧夏回族自治区石嘴山市、上海市普陀区真如鎮、山東省栄成市、ブータン王国等と友好都市協定を締結し、交流を行っている。そして、国際交流員の活用や各種講座の開催等により、市民の交流意識についても高まってきている。また、留学生や技能実習生等の在住外国人も年々増加している。

今後、より一層の人的交流や異文化交流を深め、国際化に対応した人づくりに努めるとともに、多文化共生社会の構築を目指す必要がある。

#### イ 住民による地域づくり・自治活動への支援

住民参加型による官民一体となったまちづくりを進めるためには、その主体である住民が積極的に行政施策にかかわる必要がある。このため、行政情報を住民に伝えて施策や事業等に対する意見を求め、住民と対話しながら進めることが必要である。一方、住民の要望に対して明確に答えを返していかなければならない。

このため、「職員の地域担当制度」、「地域協議会」、「地区まちづくり推進委員会」等により住民参加型のまちづくりを進めており、地域住民が自ら考えた地域づくりへの計画的な支援として、それぞれの自治会等に対して各種の補助事業等を行ってきた。

このような中、住民自治意識は高まりつつあるが、反面、地域間の連携が図られていないなど課題は多いため、今後の支援制度の在り方や地域づくりの進め方を検討していく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 国際交流の推進

- 1 地域の将来を担う子どもたちの国際感覚を養う交流事業を推進する。(I-5-4)
- 2 国際交流団体の活動支援や国際交流員との交流を推進し、住民が参加できる交流機会の増加を図る。(I-5-4)
- 3 小・中学校への外国語指導助手の配置等により交流の促進を図る。(I-5-4)
- 4 在住外国人にとって住みやすいまちづくりを推進するため、地域住民との交流を通じた地域づくりへの参画を促す。(I-5-4)

#### イ 住民による地域づくり・自治活動への支援

- 1 地域・住民活動の拠点機能の充実や整備を図る。(VII-1-2)
- 2 地区まちづくり推進委員会等への支援を行う。(VII-1-3)
- 3 地域住民が自ら考えた地域づくりへの計画的な支援を行う。(VII-1-3)



(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	—	—	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

## 14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）

### 事業計画（令和3年度～令和7年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	関係人口創出拡大事業 関係人口と継続的に関わる仕組みをつくり、担い手が不足している地域の活性化に繋げる。	浜田市
		介護人材確保・定着対策事業 介護人材の不足を解消するため、介護保険事業所が行う人材確保・定着対策に対する支援を行う。	浜田市
		ふるさと農業研修生育成事業 農業従事者の拡大及び定住促進を図ることを目的とし、U・Iターン希望者等を受け入れ、就農に関する研修を行う。	浜田市
		若者漁業者確保支援事業 新卒または卒業後3年以内の漁業希望者を新規漁業者として雇用し、漁業技術等の研修を実施する漁業経営者に対し、研修費用等を助成する。	漁業協同組合
		定住相談事業 U・Iターン希望者の住居や雇用等についての相談受付をはじめ、空き家バンク等、市内への定住に結び付く施策を展開する。	浜田市
		はまだ暮らし住まい支援事業 定住人口増加を目的として、空き家バンク制度の利用を促進するとともに、空き家の改修や片付けに要する費用を補助する。	浜田市
		結婚新生活支援事業 結婚に伴う経済的な支援を行うことで未婚者の婚姻を奨励し、定住促進及び少子化対策の推進を図る。	浜田市
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	観光協会助成事業 本市の観光PRや観光案内等、観光事業の充実に不可欠な観光協会の運営を助成する。	観光協会
		浜田の五地想ものがたり推進事業 「地産地消とおもてなしの心」をテーマとし、生産者・事業者・消費者・行政などが連携した、本市ならではの「食」の魅力による誘客の促進を図る。	協議会
		林地残材有効活用・地域活性化支援事業 森林所有者による林地残材の搬出に必要な作業路の開設と搬出を支援することにより、間伐材等の未利用材の有効活用を図る。	浜田市
		産業振興パワーアップ事業 新商品の開発から販路拡大まで、一体的に産業振興の展開を図る。	浜田市
		合宿等誘致事業 市内でスポーツや文化活動での合宿を行う団体に対し、合宿費の一部を助成し、交流人口の拡大と宿泊客の増加を図る。	浜田市

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	萩・石見空港利用拡大支援事業 萩・石見空港東京線の2便化存続のため、助成事業を展開し利用拡大を図っている萩・石見空港利用拡大促進協議会に対して支援を行う。	協議会
		「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業 「山陰浜田港」をPRするため、「浜田港四季のお魚」や「どんちっち」ブランドを通じ、浜田漁港で水揚げされる漁獲物の認知度を高め、浜田産魚の消費拡大を図る。	浜田市等
		水産資源確保対策事業 浜田漁港における磯資源の確保や増殖を図るため、漁業者自らの栽培漁業及び資源管理型漁業への取組を定着させることを目的として、アワビの稚貝放流に対して助成を行う。	漁業協同組合
		広島プロジェクト推進事業 本市の企業誘致や観光情報の受発信等の拠点として大きな市場である広島地区において広島事務所を設置し、観光入込客数の増加や企業誘致、経済交流の活性化を図る。	浜田市
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	新交通システム運行事業 交通空白地域の移動手段を確保するため、予約型乗合タクシーの運行及び自治会が実施する輸送活動に対する支援を行う。	浜田市
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	住宅リフォーム助成事業 市内の施工業者を利用した住宅のリフォーム工事に係る費用の一部を助成することにより、市民の居住環境の向上及び住宅関連産業の振興を図る。	浜田市
		危険空き家対策事業 適正に管理されず防災上周囲に対して危険性の高い空き家の除却を促進することにより、居住環境の向上を図る。	浜田市
		地域における救急救命体制整備事業 市民への応急手当の普及とAEDの設置を推進し、地域における救急救命体制の構築を図ることにより、安全安心な市民生活の実現を図る。	浜田市
		防災まちづくり推進事業 自主防災組織未組織の町内会等に対して、より一層の啓発活動を行うとともに組織化に係る必要経費の補助を行う。	浜田市
		建築物耐震改修促進事業 地震による建築物の被害等を未然に防ぐため、既存の木造住宅の耐震診断や耐震改修等に要する費用の一部を補助する。	浜田市
		金城スマートIC24時間化事業 地域住民の利便性向上と周辺観光施設への誘客を図るため、浜田自動車道の金城スマートICの24時間化の試行を行う。	浜田市

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	集落環境整備事業 町内会等で実施する草刈り活動に対し報償金を支給し、安定的な草刈り活動を支援することで、生活環境の保全を図り、地域住民の連携を進める。	浜田市
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	がん検診事業 がんの早期発見のため、効果的・効率的な受診や重点的な受診勧奨を行い、がん検診受診率の向上を図る。	浜田市
		子宮頸がんウイルス検査助成事業 子宮頸がんに関与するHPV検査に係る費用を全額助成することにより、子宮頸がんの早期発見を図る。	浜田市
		保育所入所受入促進事業 就労者が安心して職場復帰できる環境を整えるため、保育所での0歳児の年度途中受入体制確保に対し、助成を行う。	浜田市
		児童医療費助成事業 小学校1年生から中学校3年生までの児童等に係る医療費助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。	浜田市
		乳幼児医療費助成事業 小学校就学前の乳幼児等に係る医療費を無料とすることにより、健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。	浜田市
		任意予防接種事業 おたふくかぜ・インフルエンザの予防接種に係る費用の一部を助成し、集団感染及び重症化予防を図る。	浜田市
		産婦健康診査事業 産後間もない時期の産婦の健康診査に係る費用を助成し、産後初期段階からの支援を強化することで、より一層の切れ目のない子育て支援体制を整備する。	浜田市
		はまだ健康チャレンジ事業 「運動の推進」「食育の推進」「社会参加」を柱とした、ポイント制度を運用し、健康実態の調査研究を進めるとともに、健康寿命の延伸を図る。	浜田市
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	リハビリテーションカレッジ島根支援事業 学校が行う入学金実質無料化に要する経費や、学生の医療機関実習に係る負担金等を助成することにより、学生の確保を通して、医療従事者の確保を図る。	学校法人
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと郷育推進事業 体験活動、行事への参加・参画、文化伝承を通して、子どもと地域の繋がりをつくる「ふるさと郷育」を推進する。	浜田市
		はまだっ子共育推進事業 学校支援、放課後支援、家庭教育支援の3つの柱で学校、家庭、地域の連携・協働による教育支援活動を組織的に進める事業を実施する。	浜田市

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	自治会活動等支援事業 町内会・自治会が主催する活動における補償制度を確立し、市民に積極的に自治会活動に参加してもらうことにより、地域の活性化と連携強化を図る。	浜田市
		地域づくり振興事業 町内会・自治会等が主体となって実施する集会所施設や関連設備等の整備、防犯灯の設置や自主防災組織に対する支援を行うことにより、地域コミュニティ組織の活性化を図る。	町内会・自治会等
		まちづくり総合交付金事業 住民の自治組織である「地区まちづくり推進委員会」等に対し、活動に要する経費の一部を補助することにより、住民主体のまちづくりの推進を図る。	町内会・自治会等
		地域安全まちづくり事業 自主防災組織の育成や活動支援、防犯カメラの利活用等により、地域防災力の向上を図る。	浜田市



# 浜田市過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)

令和3年12月

発行 島根県浜田市  
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地  
浜田市地域政策部政策企画課  
電話 0855-25-9200  
URL <https://www.city.hamada.shimane.jp>